

矢板市企業立地優遇制度



詳しくはこちら

- 新規の立地又は施設の増設に対し、対象施設の固定資産税相当額を3年間交付（令和5年4月～）
- 対象区域は市内全域。誘致地域外の立地にも、2分の1の奨励金を交付（令和3年4月～）

【誘致地域】

- ・ 県、市等が造成した地域、又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項1号に規定する工業専用地域、工業地域及び準工業地域

		交付要件	交付額【上限額】
企業立地奨励金		・ 対象施設の新設又は増設に対する投下固定資産額が1億円を超える場合	対象施設の操業開始日以後、投下した固定資産に固定資産税が最初に課される年度から起算して3年間の各年度の固定資産税に相当する金額【上限なし】
雇用奨励金		・ 対象施設の操業開始に必要な常時雇用者のうち、新規雇用者を10人以上採用した場合	新規雇用者1人につき 誘致地域：20万円 誘致地域以外：10万円
用地取得奨励金		・ 対象施設用に土地を購入し5年以内に操業 ・ 投下固定資産額が1億円を超え3億円以下	誘致地域：土地購入価格の10% 誘致地域以外：土地購入価格の5%
		・ 対象施設用に土地を購入し5年以内に操業 ・ 投下固定資産額が3億円を超え5億円以下	誘致地域：土地購入価格の15% 誘致地域以外：土地購入価格の7.5%
		・ 対象施設用に土地を購入し5年以内に操業 ・ 投下固定資産額が5億円超	誘致地域：土地購入価格の20% 誘致地域以外：土地購入価格の10% 【1億円】
借地借家奨励金		・ 対象施設用に3,000㎡以上の土地又は延べ面積が1,000㎡以上の家屋を賃借 ・ 対象施設の操業開始に必要な常時雇用者が5人以上	対象施設の操業開始日の翌年度から起算して3年間の各年度の賃借料に次を乗じたもの 誘致地域：15% 誘致地域以外：7.5% 【総額4,000万円】
ホテル等立地奨励金	新設	・ 客室が30室以上又は収容人員が60人以上のホテル等を新設 ・ ホテル等の操業開始に必要な常時雇用者が5人以上	ホテル等の操業開始日以後、固定資産税が最初に課される年度から起算して5年間の各年度の固定資産税に相当する金額 【各年度2,000万円】
	増築	・ 市内で10年以上ホテル又は旅館を営業している事業者 ・ 客室を10室以上又は収容人員を20人以上増設し、増設後の客室が30室以上又は収容人員が60人以上 ・ 増設後の常時雇用者が5人以上	増設部分の操業開始日以後、増設部分に固定資産税が最初に課される年度から起算して3年間の各年度の固定資産税に相当する金額 【各年度2,000万円】
医療立地奨励金		・ 投下固定資産額が5億円以上 ・ 医療施設を新設又は増設し、医療施設の操業開始に必要な新規雇用者が5人以上	医療施設の建設費用の20% 【1億円】
オフィス立地奨励金		・ オフィスを賃貸借し、契約期間が2年以上 ・ オフィスの操業開始に必要な常時雇用者が5人以上	オフィスの月額賃借料の50% 【月10万円、24カ月分】

【条例第2条第2号の規則で定める対象施設】

- (1) 工場 物の生産及び加工を行う施設で、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「産業分類」という。）による大分類Eの製造業の用に供する施設とする。
- (2) 研究所 理学、工学、農学、医学及び薬学に関する学術的研究、試験並びに開発研究を行う施設で、産業分類による小分類711の自然科学研究所の用に供する施設とする。
- (3) ホテル等 産業分類による小分類751の旅館、ホテルの用に供する施設とする。
- (4) 病院 産業分類による小分類831の病院の用に供する施設とする。
- (5) オフィス 栃木県外に主たる事務所を設置している事業者が、市内に設置するサテライトオフィス等のリモートワークの用に供する施設とする。
- (6) その他事業所 産業分類による事業の用に供する施設のうち、市長が認める施設とする。ただし、産業分類による中分類8の廃棄物処理業は除く。

【問い合わせ】 栃木県矢板市経済建設部商工観光課

☎ 0287(43)1107

✉ syoukou@city.yaita.tochigi.jp